

監査をめぐる国際的な動向について

金 融 庁

平成31年3月28日(木)

目 次

- 各国の監査の基準 2
- 英国の状況 7
- 国際的な基準設定主体のガバナンス 11

各国の監査の基準

監査をめぐる主な出来事

年	主な出来事
2001年	12月 エンロン事件
2002年	4月 国際会計士連盟 (IFAC)が、国際監査実務委員会 (IAPC、国際監査基準 (ISA) の設定主体) を国際監査・保証基準審議会 (IAASB) に改組 7月 米・企業改革法 (サーベンス=オクスリー法) に基づき公開会社会計監督委員会 (PCAOB) を設立
2004年	9月 IAASBによるISAの明瞭性プロジェクトの開始 (必須の手続の明確化等)
2006年	5月 EU法定監査指令 (2006/43/EC)公布
2009年	3月 ISAの明瞭性プロジェクトの完了 6月 証券監督者国際機構 (IOSCO) によるISAに関する声明 (証券規制当局に対し、クロスボーダーでの公募及び上場においてISAに基づく監査を受け入れること、国内向けの監査基準設定にあたってISAを考慮に入れることを促す)
2012年	10月 英・監査報告書の記載事項の見直し (KAMに相当する記載の要求) 12月 蘭・監査法人のローテーション制度の導入
2016年	6月 EU・監査報告書の記載事項の見直し (KAMに相当する記載の要求) 6月 EU・監査法人のローテーション制度の導入
2018年	1月 英・カリリオン社破綻 12月 英・財務報告評議会 (FRC) についての独立レビュー報告書 (Kingman report)、英・競争・市場庁 (CMA) による監査市場の調査結果及び改善提案 (中間報告) の公表

各国の監査の基準

	<u>日本</u>	<u>EU</u>	<u>米国</u>
基準設定主体	企業会計審議会	各国基準設定主体	PCAOB ^{*3}
基準	監査基準 ^{*1}	各国監査基準 (EU指令により国際 監査基準に準拠する 枠組み)	PCAOB監査基準
特徴	国際監査基準とは 独立した基準	各国監査基準は 国際監査基準を 踏まえて策定 ^{*2}	国際監査基準とは 独立した基準

*1 日本では、監査の実務指針として日本公認会計士協会が監査基準委員会報告書を作成している。

*2 各国において、各国の法令等の要求に基づき、追加の要求事項等を設定している場合あり。

*3 米国では、米国公認会計士協会（AICPA）が監査基準を設定していたが、企業改革法（サーベンス＝オクスリー法）の施行後はPCAOBが公開会社の財務諸表監査向けの監査基準を設定。なお、非公開会社の財務諸表監査向けの監査基準は引き続きAICPAが設定。

国際監査基準と我が国の監査基準の関係

明瞭性
プロジェクト
(2004~2009)

(IAASBの取組み) 新起草方針に従い、ISAやISQC1について
全面的な見直しを行うプロジェクトを実施
(日本への影響) 2011年度より、**上記プロジェクト後の監査
基準委員会報告書**が段階的に適用 (※ 110超
の国でISAが適用)



監査報告制度の見
直し
(2009~2015)

(IAASBの取組み) 監査報告制度に関する基準を見直し
(日本への影響) 2020年3月期より、**KAMが導入**
(早期適用も可)



監査品質向上に向
けた取組み
(2015~)

(IAASBの取組み) 会計上の見積りの監査に関する基準、
品質管理に関する基準等の見直し

(出典) 財務会計基準機構 国際会計人材ネットワーク第3回シンポジウム 関口パネリスト資料から作成

今後予定されている国際監査基準等の改訂等

IAASBが今後予定している主な基準の改訂等

- ISA315 「Identifying and Assessing the Risks of Material Misstatement」の改訂、主にリスク評価手続の強化を図る改訂（2019年最終化予定）
- ISQM1 「Quality Management for Firms that Perform Audits or Reviews of Financial Statements, or Other Assurance or Related Services Engagements」の開発、監査事務所における品質管理の強化を図る改訂（2020年最終化予定）
- ISQM2 「Engagement Quality Reviews」の新設、個別業務の審査に係る基準を独立した基準として設定、品質管理の強化を図る改訂（2020年最終化予定）
- ISA220 「Quality Management for an Audit of Financial Statements」の改訂、個別監査業務における品質管理の強化を図る改訂（2020年最終化予定）
- ISA600 「Group Audits」の改訂、グループ監査における監査人の監査アプローチの強化を図る改訂（2021年最終化予定）

英国の状況

カリリオン社事案の概要

～
2016年

(KPMG UKは1999年にカリリオン社の外部監査人に就任
(以降すべての年度において無限定適正意見を表明))

カリリオン社

ロンドン証券取引所上場の大手建設会社 (英国2位 (当時))

【2016年12月期実績】

- ・連結総売上高 : 5,214百万ポンド (7,560億円)
- ・連結当期純利益 : 129百万ポンド (187億円)

2017年

- 3月1日 : 2016年12月期の年次報告書 (当期純利益129百万ポンド (187億円) を計上した財務諸表及びKPMG UKによる監査報告書 (無限定適正意見) を添付) を公表。
→過去最高額の配当 (79百万ポンド (114億円)) 及び多額の役員報酬を支給。
- 7月10日 : 845百万ポンド (1,225億円) の工事損失引当金を計上する旨の公表。 →株価が70%下落。
- 9月11日 : 合計1,045百万ポンド (1,515億円) の工事損失引当金を計上した中間決算を公表。
- 12月31日 : 政府への支援要請。 →支援得られず。

2018年

- 1月15日 : カリリオン社が裁判所に破産を申請、受理。
- 5月16日 : 英国議会下院の2つの特別委員会が報告書を公表 (カリリオン社の破綻に関連する問題点や今後実施すべき事項等を調査)。
- 5月16日 : 財務報告評議会 (FRC) がカリリオン社に関連する調査 (財務諸表の虚偽表示及び会計監査) の進捗状況を公表。
- 6月18日 : FRCがBIG4に対する年次の検査結果を公表。
- 10月9日 : 競争・市場庁 (CMA) が監査市場の調査を開始。
- 12月18日 : CMAが監査市場の調査結果及び改善提案 (中間報告) を公表。
- 12月18日 : FRCについての独立レビュー報告書 (Kingman report) が公表。

会計監査 (2014年～2017年) に関する調査の主要な領域は、工事契約・年金負債・のれん・継続企業の前提等。

2019年

- 1月22日 : FRCがカリリオン社に関連する調査 (財務諸表の虚偽表示及び会計監査) の進捗状況を公表。

英・競争・市場庁（CMA）による監査市場の調査結果及び改善提案（中間報告）

課題

【課題①】 監査品質に基づかない監査人の選任・監督

- ・ 選任プロセス
 - － 「価格」や「相性の良さ」を重視
 - － 経営陣の選任への関与
- ・ 監査委員会の役割

【課題②】 少数の監査法人による監査市場の寡占状態

監査法人間の競争

- ・ 監査人の「選択肢」を狭める要因
 - － ローテーション
 - － 準大手の能力・経験
 - － 非監査業務の同時提供

競争環境の維持

- ・ 4大監査法人が倒産した場合、“3大”になる懸念
- ・ 監査版 “too big to fail”

参入障壁

- ・ 需要側（企業側）の問題
 - － 準大手の能力への懸念
 - － 準大手の評判・選択リスク
- ・ 供給側（監査法人側）の問題
 - － 入札や投資にかかるコスト
 - － 規制・財務上のリスク

【課題③】 監査法人による非監査業務の提供

- ・ クライアントレベル
 - － アドバイザリー業務を失う懸念
 - － 非監査業務の一体提供モデル
- ・ 監査法人レベル
 - － アドバイザリー業務の重視

【課題④】 規制上の課題

改善提案

監査委員会の活動に関する規制当局の調査制度

複数の監査法人による共同監査

または

4大監査法人のシェアの制限

その他、4大監査法人の破綻時にも競争環境を維持する仕組み等

非監査業務を提供する主体の分離

他の監査法人による品質検証

英 監査当局の組織体制の見直し

➡ 2019年10月までに最終報告がまとめられ、政府に必要な立法措置が提言される見通し。

英・財務報告評議会（FRC）に対する独立レビュー報告書（Kingman *1 report）

メインステートメント

英 財務報告評議会（FRC）を廃止、新たな独立の規制当局（ARGA: Audit, Reporting and Governance Authority）を設置。

FRCの構造と目的

- ・新しい当局への適切な権限の付与
- ・ボードの構造・人数の改革、メンバーの刷新 等

FRCの核となる役割

- ・監査品質レビューの結果の公表（経過措置として匿名化の上公表）
- ・スチュワードシップ・コードの見直し 等

企業破綻

- ・企業が深刻な状況にある場合の当局による株主へのレポート
- ・米企業改革法類似の内部統制に関する制度の導入 等

監視と説明責任

- ・議会に対する年次報告による説明責任の強化 等

スタッフ・リソース

- ・法的な拠出金（statutory levy）による資金調達
- ・専門性を持ったスタッフの採用、上級職経験者の人材プールの整備 等

その他の課題

- ・監査市場のレビューに必要な情報を企業に求める権限の付与
- ・アクチュアリーを監督する役割の他機関への移管 等

暫定的なステップ

- ・暫定実施計画を策定し、立法措置の不要なものから実施 等

政府の対応

- ・3月11日、英政府は、FRCの新当局への刷新を公表するとともに、Kingmanレポートの提言についてのパブリックコンサルテーションを開始

*1 Kingman氏は英大手金融サービス会社Legal and GeneralのChairman（元英国財務省 Second Permanent Secretary）

国際的な基準設定主体のガバナンス

国際的な基準設定主体のガバナンス構造

モニタリング・グループ (MG)

証券監督者国際機構 (IOSCO), バーゼル銀行監督委員会 (BCBS), 保険監督者国際機構 (IAIS), 世界銀行 (WB), 欧州委員会 (EC), 金融安定化理事会 (FSB), 監査監督機構国際フォーラム (IFIAR)
(オブザーバー: 金融庁 園田国際会計調整室長 (IOSCO枠))

メンバーの指名等

公益監視委員会 (PIOB)

(柏木氏)

- ・メンバーの承認
- ・デュープロセス監視

基準設定主体 (SSB)

各18名 (現役会計士9名以下、公的メンバー3名以上)

IAASB*1 (監査・保証)

甲斐氏
(オブザーバー)
金融庁
(企業会計審議会・松本委員)

IESBA*2 (倫理)

福川氏
(オブザーバー)
金融庁
(企業開示課)

IAESB*3 (教育)

川村氏

助言

助言諮問機関 (CAG)

IOSCO枠 金融庁 (企業開示課)
日証協枠 吉井氏

国際会計士連盟
(IFAC)

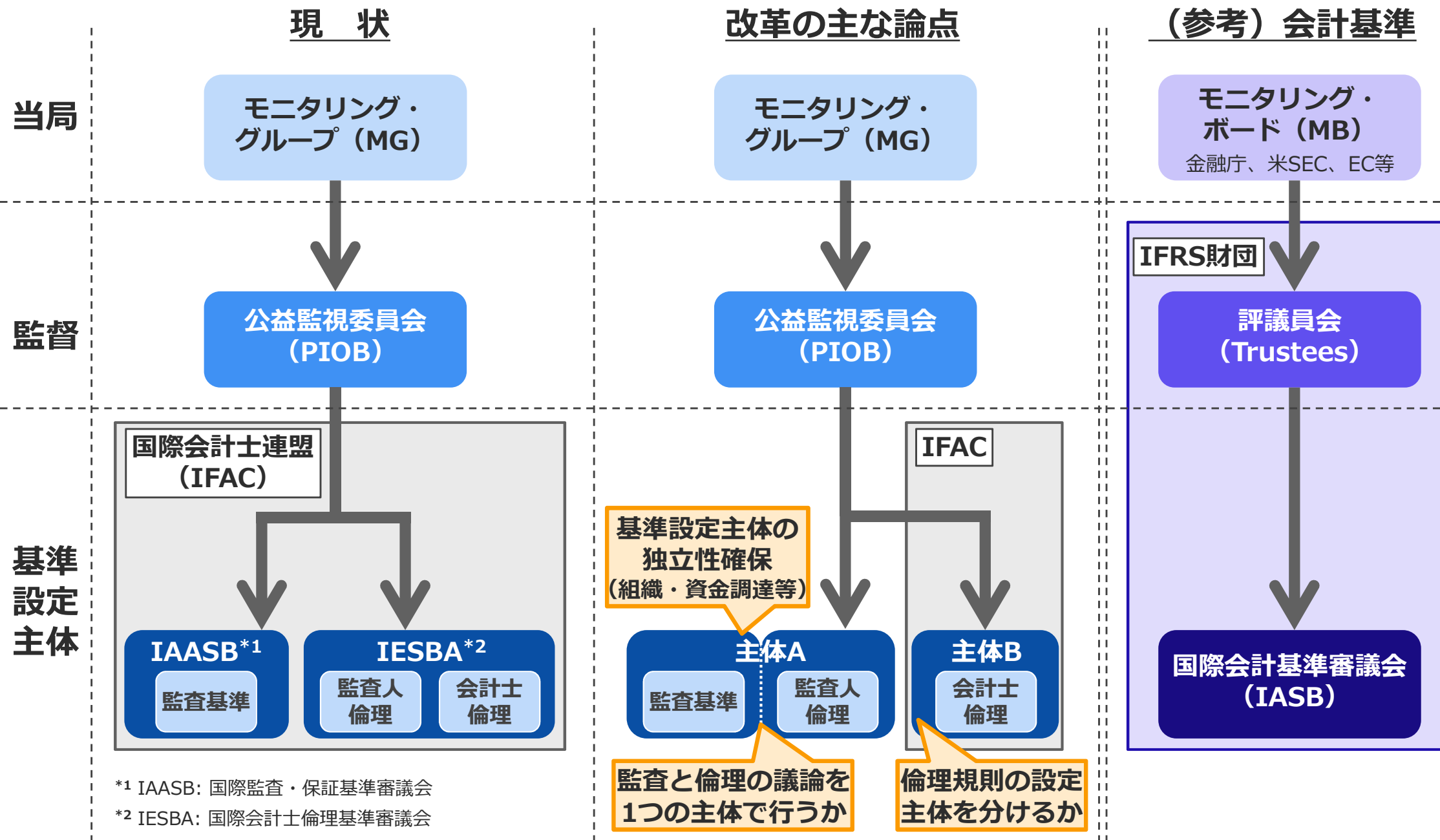
理事会 (Board)
染葉氏 (日本公認会計士協会)

*1 IAASB: 国際監査・保証基準審議会

*2 IESBA: 国際会計士倫理基準審議会

*3 IAESB: 国際会計教育基準審議会

国際的な基準設定主体のガバナンス改革



(出典) 改革の主な論点については、The Monitoring Group, Consultation Paper : Strengthening the Governance and Oversight of the International Audit-related Standard-setting Boards in the Public Interest (2017年11月9日) から作成